

第22期
第2回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和2年7月27日(月) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 1号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4 議案第 5号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5 議案第 6号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6 議案第 7号	農地法第5条の規定による許可について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第2回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、1番 樋口金一郎委員 2番 新野 清委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第1号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明いたします。

報告第1号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字○○○○ 氏名 ○○ ○○
賃貸人 団体名 ○○○○○○○○○○○

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇－〇
地 目 畑
地 積 7 2 1 m²
契約期間 平成24.11.27～令和4.11.26
解約日 令和2.7.10
解約の事由 相手方の要望
他 2件
説明は以上になります。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので報告のとおり了承するに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。
よって、本件については、報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第5号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第5号「農地法3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇－〇

地 目 田
地 積 8 2 9 m² 他 1 筆
経営面積 取得前 6 9, 9 0 7 m²
取得後 6 9, 5 7 4 m²
契約の種類等 自作地相互の交換
他 4 件
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1 番案件と 2 番案件について、7 番 中川要一委員よりお願いいたします。

中川要一委員 はい、議長。

議 長 はい、中川委員

中川要一委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

7 月 1 9 日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台、防除機 1 台、軽トラック 1 台、車両 1 台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人と子とのことです。技術は本人 5 0 年、子が 2 0 年の経験があり問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しております。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は 6 9, 5 7 4 m²です。権利を取得する農地の周辺の農地に支障を生ずるおそれはありません。以上、ご報告いたします。

つづいて、2 番案件について調査のご報告をいたします。

7 月 1 9 日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、耕運機 1 台、コンバイン 1 台、消毒器 1 台、草刈機 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人と妻が従事するとのことです。技術は本人が 1 0 年、妻が 1 0 年の経験があり問題ないと思われます。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は 1 7, 4 3 9 m²です。権利を取得する農地の周辺の農地に支障を生ずるおそれはありません。以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でございました。つづきまして、3 番案件から 5 番案件について、

事務局よりお願いします。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

3番案件から5番案件について調査のご報告をいたします。
こちら3件につきましては、いずれも農業者年金に係る案件となりまして、期間満了に伴う再設定となっております。3件につきましては、機械の所有状況、労働力の確保及び技術などの要件は、いずれも満たしていることをご報告いたします。以上になります。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から5番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から5番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第6号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第6号 「農地法第4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、意見を求める。

番号1

申請人	転用事業者	白鷹町大字〇〇〇〇	氏名	〇〇	〇〇
土地の表示					
	所 在	大字〇〇〇〇			
	地 番	〇〇〇〇-〇			

地 目 畑
地 積 5 1 9 m²
転用目的 一般住宅、車庫
備 考 併用地（宅地）8 2 4. 8 7 m²
説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1 番案件について9 番 丸川正博委員よりお願いいたします。

丸川正博委員 はい、議長。

議 長 はい、丸川委員

丸川正博委員 1 番案件について、調査のご報告をいたします。

7 月 1 5 日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地に
て聞き取り調査を行ってまいりました。

本件につきましては、一般住宅を整備するものですが、当該農地に、以前建築
した車庫の一部がかかっていたため「一部追認案件」となります。

転用を行うに必要な資力信用については、通帳の写しを確認し問題ありませ
ん。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途
に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な
許認可等はありません。隣接する宅地が併用地となります。面積が転用目的か
ら見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目
的とするものではないかという部分については、ないものと判断いたします。
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いた
します。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でございました。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。1 番案件について「許可相当」と意見決
定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1 番案件は、「許可相当」をもって県に進達することに決
しました。

日程第6 議案第7 号「農地法第5 条の規定による許可について」を議題と
いたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第7号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇	氏名	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇	氏名	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇
地 番	〇〇〇-〇
地 目	田
地 積	688㎡ 他2筆
契約の種類等	使用貸借権の設定
転用目的	一般住宅、駐車場
備 考	併用地（原野）75㎡

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員

齋藤永治郎委員 1番案件について、調査のご報告をいたします。

7月19日、わたくしと、小林孝次 委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。転用を行うに必要な資力信用については、通帳の写しを確認し問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、開発許可及び出入口設置のための道路法の許可があり、今後、届出等を行います。道路と宅地の間にある原野が併用地になります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、ないものと判断します。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそ

れについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でございました。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって、第2回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第2回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和2年7月27日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____